

## 43 食育の推進と国産農林水産物の消費拡大、食品ロスの削減

【932（924）百万円】

### 対策のポイント

第3次食育推進基本計画に基づき、和食文化の継承をはじめとした食育の推進を図るとともに、地産地消の推進など国産農林水産物の消費拡大、食品ロス削減に向けた取組等を推進します。

### <背景／課題>

- ・今後、本格的な人口減少社会が到来するとともに、消費者と食との関わり方が多様化する中で、食卓と農業生産現場の距離の拡大による食や農林水産業に対する国民の理解が希薄化することで、国産農林水産物の需要の減少が進むことが懸念されています。
- ・また、政府における食育推進に関する調整機能を担う農林水産省として、第3次食育推進基本計画に掲げられた「多様な暮らしに対応した食育」「食の循環や環境を意識した食育」「食文化の継承等に向けた食育」等の重点課題の解決に向けた取組を推進することが求められています。
- ・このため、和食文化の継承をはじめとした食育の推進を図るとともに、地産地消の推進など国産農林水産物の消費拡大、食品ロスの削減に向けた取組等を推進することが必要です。

### 政策目標

- 第3次食育推進基本計画の目標の達成
- フード・アクション・ニッポンを通じて「国産農林水産物を意識して購入するようになった」と回答する消費者の割合の増加（4%（平成27年度）→12%（平成30年度））

### <主な内容>

#### 1. 第3次食育推進基本計画に基づく食育の推進

##### (1) 食育活動の全国展開事業

60（60）百万円

食育推進全国大会や食育優良活動表彰等を行い、食育の全国展開を図ります。また、第3次食育推進基本計画に基づき国民のニーズや特性を調査・分析し、実践的な食育推進方策を提示します。

（委託費）  
委託先：民間団体等

##### (2) 地域の魅力再発見食育推進事業

280（一）百万円

第3次食育推進基本計画の目標のうち、食文化の継承等当省関連の目標達成に向けて、地域の関係者が連携して取り組む、地域食文化の継承、和食給食の普及、共食機会の提供、農林漁業体験機会の提供、地域で食育を推進するリーダーの育成等の食育活動を支援します。

（補助率：1／2以内）  
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

##### (3) 「和食」と地域食文化継承推進事業

60（212）百万円

ユネスコ無形文化遺産に登録された「和食」を国民全体で保護・継承するため、「和食」をテーマに次世代継承型の食育活動を推進するとともに、メディア等と連携して「和食」の魅力等を効果的に発信します。

（委託費）  
委託先：民間団体等

[平成29年度予算の概要]

<各省との連携>

- 消費者庁、食品安全委員会、文部科学省及び厚生労働省  
・第3次食育推進基本計画に基づく食育を推進
- 文部科学省 ・文化振興及び学校における食育の取組を通じて、和食文化の継承を連携して推進

2. 地産地消の推進など国産農林水産物の消費拡大

- (1) 食の魅力発掘による消費拡大のための国民運動推進事業 277(374)百万円  
生産者・食品関連事業者・団体、国が一体となって国産農林水産物の消費拡大を推進するため、日本の食の魅力を消費者に広く普及する活動や、国産農林水産物の利用を積極的に進める食品関連事業者等の取組を後押しするための表彰等を通じた情報発信を実施します。

〔委託費〕  
〔委託先：民間団体等〕

- (2) 地域の食の絆強化推進運動事業 11(13)百万円  
学校給食へ地場食材を安定供給する取組をはじめとした地産地消を推進するためのコーディネーターの育成等を支援します。

〔補助率：定額〕  
〔事業実施主体：民間団体等〕

3. 外食・中食等における国産食材の活用促進 80(一)百万円

- (6次産業化サポート事業のうち外食・中食等における国産食材活用促進事業)  
外食・中食事業者と農林漁業者等とのマッチングや地場産食材に関する情報共有体制の整備等により、外食・中食産業における地場産食材の活用促進等に資する取組を支援します。

〔補助率：定額〕  
〔事業実施主体：民間団体等〕

4. 健康な食生活を支える地域・産業づくりの推進 86(186)百万円  
(機能性農産物等の食による健康都市づくり支援事業)

- 機能性農産物等を活用して地域の食・食文化の健康ブランド化を推進するため、行政、生産者、食関連事業者、大学・研究機関(医学、栄養学等)及び消費者等で構成する地域協議会が行う「食による健康都市づくり」の取組を支援します。

〔補助率：定額〕  
〔事業実施主体：地方自治体・民間団体等で構成する地域協議会〕

5. 食品ロスの削減(食品リサイクル促進等総合対策事業) 78(77)百万円  
食品ロス削減のために、製造事業者・卸売業者・小売業者等による商慣習見直し等について更なる取組を推進するとともに、フードバンク活動を支援します。

〔委託費、補助率：定額・1/2以内〕  
〔委託先、事業実施主体：民間団体等〕

- お問い合わせ先：
- 1 (1) の事業 消費・安全局消費者行政・食育課 (03-6744-1971)
  - 1 (2)、(3)、2、3及び4の事業 食料産業局食文化・市場開拓課 (03-6744-7185)
  - 5の事業 食料産業局バイオマス循環資源課 (03-6744-2066)